

第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築、生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施、「社会的包容力」の構築及び自殺対策の推進などにより、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

1 地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築

23億円(2.7億円)

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、複合的な課題を抱える者が、ニーズに即応した適切な支援を受けることができないという問題が生じている。また、高齢化の中で人口減少が進行し、地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題となっている。これらの課題に対応するため、地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築に向けて以下の取組を進める。

(1)さまざまな福祉ニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築

18億円(2.7億円)

地域において多様なニーズを汲み取り、関係機関・関係者が連携して包括的な相談支援体制を構築する。

①多機関の協働による包括的支援体制構築事業等【新規】 5.1億円

地域の中核となる相談支援機関を選定し、当該機関が中心となって、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、相談者本人のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、多機関・他職種との連携・協働による包括的な支援が受けられるようにするためのシステムづくりをモデル的に実施する。

また、事例集の作成、実践者による事例発表、各地域において参考となる好事例の選定等を行い、自治体における創意工夫ある効果的な取組事例の横展開を図っていく。

②ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化の推進(再掲・52ページ参照)

③生活保護受給者等の居住確保の推進【一部新規】 5.3億円(2.7億円)

生活保護受給者等について、日常生活の継続的な見守り支援の実施や在宅生活を送る上で必要となる福祉サービスとの連携を図りながら、居住の確保を支援する。

(2)生産性の向上によるサービスの効率的・効果的な提供

5.1億円

介護等福祉のニーズの増大に伴い、生産性の向上が重要であることから、サービス

提供の効率化を図るとともに、サービスの効果（質）の向上を図る。

①介護ロボット開発等加速化事業【新規】(再掲・41ページ参照)

②障害者自立支援機器等開発促進事業等【新規】(一部後掲・90ページ参照)

③介護分野の効率化・ICT化等による生産性の向上【新規】(再掲・41ページ参照)

(3)地域の福祉サービスに係る新たなシステムを担う人材の育成・確保

福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少などの地域社会の変容に対応するため、地域の福祉サービスに係る新たなシステムの担い手となる人材の育成、確保を着実に進める。

(参考)【平成27年度補正予算案】

○ 再就職準備金貸付制度の創設及び修学資金貸付制度の拡充 261億円

離職した介護人材のうち一定の経験を有する者に対する、介護職員として2年間従事した場合に返還免除となる再就職準備金の貸付メニューを新たに創設するとともに、介護福祉士を目指す学生に対する、修学資金等の貸付事業の拡充を行う。

○ 離職した介護人材の届出システムの構築 3.9億円

離職した介護人材の氏名・住所等を把握し、離職者のニーズに沿った求人等の情報提供を行うためのシステムを新たに構築する。

○ 介護ロボット等導入支援特別事業 52億円

介護従事者の介護負担の軽減を図るため、介護施設等が一定額以上の介護ロボットを導入する際の支援を行う。また、高齢者と関わる家族等の介護負担の軽減を図るため、介護ロボット等を活用した見守りを支援する機器を導入する際の支援を行う。

(参考)【平成 27 年度補正予算案】

○ 地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用した介護人材対策の加速化(再掲)

(地域医療介護総合確保基金(介護分)の積み増し) 119億円

地域医療介護総合確保基金を活用した取組をより一層加速化するとともに、新規参入促進や離職防止・定着促進の観点から、以下の取組を追加して実施するため、地域医療介護総合確保基金の積み増しを行う。

- ・将来の就労を視野に入れている中高年齢者に対する入門的な研修、職場体験等の実施
- ・資格取得のための研修受講の際の代替要員確保や、医療的ケア研修の受け皿の整備
- ・介護施設・事業所内保育所の設置の加速化や子育て支援のための代替職員のマッチングにつなげるための仕組みづくり
- ・雇用管理改善に取り組む事業者のコンテスト・表彰の実施

○ 保育人材確保のための取組の推進(再掲)

714億円

保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付や、事務の省力化のための保育所の ICT 化を支援することにより、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う(貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除)。

また、保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図る(内閣府予算に計上)。

2 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施

2兆9,583億円(2兆9,514億円)

(1)生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施

2兆9,515億円(2兆9,445億円)

①生活困窮者等に対する自立支援【一部新規】

400億円(400億円)

平成 27 年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「第 2 のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、生活困窮者の自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進する。

ア 子どもの学習支援事業の充実・強化【一部新規】(再掲・53ページ参照)

33億円(19億円)

イ 生活困窮者等の就農訓練・中間的就労の推進【新規】 **5.6億円**

生活困窮者等の就労を推進するため、民間団体のノウハウの活用による農業体験や研修を実施し、生活困窮者等の就農や社会参加促進を支援する。

また、福祉事務所設置自治体における就労訓練事業所を開拓・育成する人員の配置などにより、就労訓練事業所の開拓・育成の取組を促進する。

②生活保護制度の適正実施

ア 生活保護に係る国庫負担 **2兆8,711億円(2兆8,635億円)**

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化や医療扶助の適正化等を進める。

イ 生活保護受給者等の居住確保の推進【一部新規】(再掲・81ページ参照)

5.3億円(2.7億円)

ウ 生活保護受給者への適正受診指導等の強化【新規】 **2.1億円**

医療扶助における不適切な頻回受診や重複処方等の適正化を推進するため、地域の薬局や訪問看護ステーションと連携した適正受診指導や服薬指導、後発医薬品の使用促進等を推進する。

③新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 **85百万円(93百万円)**

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成等の促進や、生活困窮者自立支援統計システムの構築等を通じて、支援の質の向上を図る。

(2)生活困窮者等に対する就労支援の強化(再掲・64ページ参照)

68億円(69億円)

3 福祉・介護人材確保対策の推進

106億円(65億円)

団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年に向け、喫緊の課題である福祉・介護人材の確保を図るため、社会福祉法等の改正による制度的対応や地域医療介護総合確保基金などを活用するほか、一億総活躍社会の実現に向けて、求められる介護サービスを提供するため、福祉・介護人材の確保を総合的・計画的に推進する。

(1)地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

(社会保障の充実)(再掲・38ページ参照)

60億円(60億円)

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、都道府県が行う地域の関係主体との連携・協働や介護人材確保に積極的に取り組む事業者を認証・評価するための体制整備、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2)地域の福祉サービスに係る新たなシステムを担う人材の育成・確保(再掲・82ページ参照)

(3)子育て中の介護従事者への負担軽減の取組の推進【新規】 20億円

預かりサービス（ベビーシッターの派遣等）の利用料の負担軽減など、子育て中の介護従事者に対して離職防止や待遇改善につながる負担軽減の取組を推進する。

(4)社会福祉法人における経営労務管理の改善に向けた支援【新規】 21億円

経営労務管理の専門家による相談支援や、優良事例を分析・検証することにより、社会福祉法人が経営する介護事業所等の経営管理や職務環境の改善を支援する。

4 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)

1,033億円(1,693億円)

低所得者に対し、消費税率引上げ（5→8%）による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を引き続き行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

〔給付対象及び給付額〕

- ・ 市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く）一人につき、3千円（平成28年10月～29年3月末までの半年分として）

5 年金生活者等支援臨時福祉給付金【新規】

450億円

アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者に給付金を支給する。

(参考)【平成 27 年度補正予算案】

- 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金 3,624億円
アベノミクスの成果の均てんの観点から、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者に給付金を支給する。

6 「社会的包容力」の構築

(1) ひきこもり対策の推進

2(1)①生活困窮者等に対する自立支援400億円の内数

ひきこもりの人やその家族に対するきめ細やかで継続的な相談支援や、早期の把握が可能となるよう、ひきこもり地域支援センターの設置運営、ひきこもりサポーターの養成・派遣の効率的な実施を図り、ひきこもり対策を推進する。

(2) 寄り添い型相談支援事業の実施

7.5億円(7億円)

生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を受けられるようにするため、問題を抱える人からの電話相談を受けるとともに、必要に応じて支援機関の紹介や同行支援などの寄り添い支援を行う。

7 自殺対策等の推進

70億円(38億円)

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 民間団体と連携した地域の自殺対策を支援するための体制の強化【一部新規】(一部後掲・90ページ参照)

3.4億円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

「自殺総合対策推進センター(仮称)」において、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策の支援について、機能を強化する。

また、「地域自殺対策推進センター(仮称)」のすべての都道府県・指定都市への計画的な設置に向けて取り組むとともに、市町村等の自殺対策を支援する体制や機能を強化する。

さらに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携や民間団体が行う自殺対策事業に対し支援を行う。

(2) 自殺未遂者・自死遺族などに対する支援(一部再掲)

1. 8億円(78百万円)

自殺未遂者や自死遺族へのケアに携わる人材を養成するための研修を行うとともに、医療機関に自殺未遂者が搬送された際に再度自殺を図ることを防止するため、精神保健福祉士等によるケースマネジメントを試行的に行う。

また、「地域自殺対策推進センター(仮称)」において、自死遺族等が必要とする様々な支援情報の提供を行う。

(3) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成(一部再掲・69ページ参照) 38億円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカー等の地域で活動する人に対し、うつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行うこと等により、地域の各種相談体制と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、うつ病の治療で有効な認知行動療法の普及を図るため、医療機関の従事者等の養成等を行う。

さらに、メンタルヘルス不調者の発生防止のため、職場でのメンタルヘルス対策が適切に実施されるよう、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の周知徹底等を図るとともに、事業場における産業保健活動の支援等を行う。

(4) 災害時心のケア支援体制の整備【一部新規】(後掲・91ページ参照)

31百万円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

(5) 地域自殺対策強化交付金等の移替え【新規】

26億円

「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」に基づき、内閣府が所管する自殺対策業務が平成28年4月から厚生労働省に移管されることに伴い、厚生労働省において地域自殺対策強化交付金等の適正な執行を図る。

8 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

278億円(304億円)

(1) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

133億円(155億円)

① 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給(支給事務費)【新規】

17百万円

現在償還中の特別給付金国債が平成28年に最終償還を迎えることから、国として戦傷病者等の妻に引き続き慰藉(いしゃ)を行うため、特別給付金の支給を継続する(5

年償還の国債（年 10 万円等）を 5 年ごとに 2 回交付）。

②援護年金等の支給 **133億円(155億円)**

戦傷病者及び戦没者遺族等の援護のため、援護年金等について必要な経費を措置する。

(2) 戦没者遺骨収集帰還・次世代継承の促進等 **23億円(17億円)**

①遺骨収集帰還事業の強化 **21億円(16億円)**

海外の公文書館の集中的な資料調査等、情報収集の強化等を行い、戦没者遺骨収集帰還事業の促進を図る。

②御遺骨のDNAの抽出・解析研究等【一部新規】 **1.6億円(60百万円)**

戦没者遺骨に係る DNA の抽出・解析等の研究強化及び鑑定の拡充を行う。

③海外・国内民間慰霊碑の管理【一部新規】 **28百万円(17百万円)**

民間団体が国内外に建立した慰霊碑で管理者による維持管理が困難なものについて、移設・埋設等の対応を行う。

④戦争の経験の次世代への継承【一部新規】 **23百万円(21百万円)**

先の大戦の記憶を次世代へ継承するため、戦傷病者等の証言映像の作成、若年世代の語り部の育成等を行う。

(3) 中国残留邦人等の援護など **106億円(111億円)**

中国残留邦人等への支援を着実に実施するほか、抑留者関係資料の取得及び特定作業の促進を図る。